

## 京急プレミアムポイント会員規約

### (会員資格)

第1条 会員とは、本規約を承認のうえ、所定の手続きをされ、京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）が認めた、「京急プレミアムポイントカード」およびその他の当社が発行するポイントカード（以下総称して「カード」といいます。）の発行を受けたお客様をいいます。ただし、12歳以上のお客様に限らせていただきます。また、12歳以上のお客様でも当社の判断によりご入会をお断りする場合がございます。

### (入会、カードの発行)

第2条 所定の申込用紙に、必要事項を申し込み本人がご記入していただきます。なお、申し込みの際、本人を確認する証明書・資料等の提示をお願いすることがあります。

2 当社が入会を認めたお客様には、会員証を会員1名につき1枚発行（当社から貸与）し、カード発行と同時に、会員資格を得るものとします。なお、カードは、会員本人が裏面の署名欄に自署し、会員の責任で管理していただきます。

3 カードは、自署した会員本人のみがご利用いただけるものとし、第三者に譲渡、貸与または担保提供をすることはできません。

### (ポイント付与)

第3条 「京急プレミアムポイント」加盟店（以下「加盟店」といいます。）で会員がカードを提示のうえ、商品の購入、サービスの提供を受けた場合、その会員に対して所定のポイントを付与します。ただし、コンピュータ通信・郵便・ファックス・電話等による当社が特に認めた取引に限り、当社または加盟店が指定する方法により、カードの提示を省略することができます。

2 ポイント付与の割合は、加盟店ごとに異なります。また、特定の期間、特定の加盟店、特定の商品、特定の会員向けにポイント付与方法を変更する場合がございます。

3 次の場合は、原則としてポイント付与対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

- (1) お支払金額が加盟店ごとのポイント付与基準額に満たない場合。
- (2) お支払い前にカードの提示・申告がなかった場合。
- (3) 他の優待制度をご利用の場合。
- (4) 当社または加盟店がポイント付与対象外と定める売場・商品・サービス、または販売方法、もしくは支払方法の場合。

4 当社は、当社があらかじめ指定した加盟店においてカードの発行を受けたお客様について、カードを利用できる加盟店を制限することがあります。この場合、当社は、当社ホームページまたは加盟店の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、当該お客様に通知いたします。

(ポイントの積み立て)

第4条 会員が、第3条の定めにより付与されたポイントの積み立ては、カード単位で行います。

2 前項により積み立てたポイント（以下「積立ポイント」といいます。）は、「京急プレミアムポイント券発行機」（以下「発行機」といいます。）、一部加盟店のレシート、「京急プレミアムポイント」WEBサイト、または携帯モバイルサイト（登録制）でご確認いただけます。

3 万一、会員が複数のカードをお持ちの場合でも、積立ポイントの合算はできません。

(ポイント券の発行)

第5条 積立ポイントは、発行機により、原則として1ポイントあたり1円の割合で京急プレミアムポイント券（以下「ポイント券」といいます。）と引き換えることができます。ポイント券の発行単位は発行機の設置場所により異なりますので、当社または加盟店にご確認ください。なお、発行機のご利用時間は、設置場所ごとに定めるものといたします。

2 発行したポイント券の有効期間は、発行日から2か月間とします。なお、有効期間経過後は、無効といたしますので、必ず券面の有効期間内にご利用ください。

3 発行したポイント券の再発行はできません。また、発行済みのポイント券の盗難・紛失・滅失等に対しては、当社はその責を一切負いません。

4 カードは発行後すぐにご利用いただけますが、発行機のご利用は新規ご入会およびカードの再発行の場合、約1週間後からとなります。この間はポイント券の発行はできません。

(ポイント券の利用方法)

第6条 加盟店でお支払いの際、ポイント券の券面額をご優待いたします。

2 ポイント券は、現金と引き換えできません。また、釣銭はお出しできませんので、券面額以上のお支払いにご利用ください。

3 加盟店によっては、一部ポイント券をご利用いただけない売場・商品・サービスがございます。

(ポイントの有効期間)

第7条 ポイントは、お支払いが完了したときに付与し、その日から有効となります。ただし、

ご利用の加盟店，またはご利用時間によっては，ポイント付与日がお支払い完了日の翌営業日以降となる場合がございます。

2 ポイントの有効期間は，当該ポイントを付与した日から2年間です。

(返品・払い戻し時の処理)

第8条 ポイント付与対象となるお支払いにより購入された商品の返品，またはお申し込み済みのサービス等を払い戻しされる場合は，カードおよび当該商品等に係るレシートを提示していただきます。この際に，すでに付与したポイントから返品・払い戻し相当額のポイントを差し引きます。

2 すでにポイント券を発行し，ポイント残高が不足している場合は，ポイント券を回収またはポイント券相当額の現金を請求させていただきます。

(カードの再発行)

第9条 カードの紛失・盗難・汚損・破損等による再発行は，原則できません。

2 前項にかかわらず，当社が特に認めた場合に限り，カードを再発行するものとします。この場合，再発行前の積立ポイントはすべて消滅するものとし，ポイントの引き継ぎは行いません。また，再発行に係る実費をご負担いただく場合もございます。

3 カードの紛失・盗難が生じた場合，会員は，直ちに当社に連絡してください。

(免責)

第10条 カードの紛失・盗難が生じ，第三者によりポイント券が発行された場合またはポイントが失効した場合であっても，当社はその責を一切負いません。

2 当社および加盟店は，運営上の都合や障害の発生等により，本規約に基づくサービスの提供を一時的に中断し，または休止する場合がございます。この場合であっても，当社および加盟店は，その責を一切負いません。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一にでも該当した時は，会員資格を喪失するものとし，直ちにカードを当社に返還しなければならないものとします。なお，会員資格の喪失と同時に，積立ポイントはすべて消滅するものとします。

(1) 最後のポイント付与日またはポイント券の発行日のいずれか遅い日から2年経過したとき。

(2) この規約に違反したとき。

(3) 会員が当社または加盟店もしくは京急グループ各社での特典，サービス等を利用するに

あたり不正な行為があったとき。

(退 会)

第12条 会員は、当社にカードを返還することで、いつでも退会することができます。この場合、積立ポイントおよび付与予定となっているポイントは、カード返還と同時に消滅するものとします。

(会員情報の登録・変更)

第13条 会員は、入会時に申込書に記入した会員の氏名、住所その他事項を当社で登録することに同意します。なお、入会時に記入した会員の氏名、住所その他事項に変更が生じたときは、当社にご連絡ください。

(会員情報の利用)

第14条 会員は、当社または加盟店もしくは京急グループ各社が、会員の氏名、住所その他入会時および入会後に届け出た事項、ならびにカードのご利用状況等カード利用に関する情報（以下「会員情報」といいます。）を、当社の規程に基づき厳重に管理したうえで、次の目的のため利用することに同意します。

- (1) カードの機能、付帯サービス等の提供。
- (2) 店舗開発、商品開発、商圈分析等の調査活動。
- (3) 当社または加盟店もしくは京急グループ各社の営業案内。ただし、会員が当該営業案内の中止を当社に申し出た場合、当社は、業務上支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は、本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

(会員情報の開示・訂正・削除)

第15条 会員は、当社に対し、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求に際しては、本規約末尾に記載の相談窓口へご連絡いただいたうえで、会員ご本人であることを確認する証明書・資料等をご提示いただきます。

2 万一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合、当社は、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。

(会員情報の取り扱いに関する不同意)

第16条 当社は、会員が入会に必要な事項の記載を希望しない場合、または会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。なお、第14条第3号に定める当社または加盟店もしくは京急グループ各社の営業案

内に対する中止の申し出があっても、入会をお断りすることや退会手続きをとることはありません。

(業務委託先への預託に関する同意事項)

第17条 会員は当社および京急グループ各社が第14条第2号および第3号に掲げる目的を実施するため、当該業務（ダイレクトメールの発送業務など）を当社または京急グループ各社が指定した第三者に委託することを予め同意いたします。

2 前項の委託に関して、当社および京急グループ各社は、個人情報の保護処置を講じた上で第三者に委託するものとし、両者および委託先ともに会員のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、当該情報を受けた目的以外に当該情報を使用しないものとします。

(規約の変更等)

第18条 本規約の内容は、予告なく変更、改定または廃止する場合があります。この場合、当社は、当社ホームページおよび加盟店の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、会員に通知いたします。なお、会員への通知後に、ポイントが付与されまたはポイント券の発行をしたときは、本規約の改定を承認したものとみなします。

#### 【相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせは、直接加盟店にご連絡ください。
2. 以下についてのお申し出、お問い合わせについては、下記にご連絡ください。

印刷宣伝物の送付等の営業案内の中止に関するお申し出

発行機・加盟店のポイント付与に関するお問い合わせ

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談

会員情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談

フリーダイヤル 0120-014-521

(2013年5月30日改定)